ANA マイレージプラン約款

【従量電灯】

北海道電力ネットワークサービスエリア 2023 年 10 月 1 日実施



目 次

1	適用	3
2	需給契約の申込み	3
3	契約種別	3
4	従量電灯	3
5	燃料費調整	6
6	離島ユニバーサルサービス調整	ç
7	ANA マイルの付与について	11

1 適用

- (1) ANA マイレージプラン約款【従量電灯】(以下「契約プラン約款」といいます。) は、当社の電気供給約款[低圧](個人)(北海道電力ネットワークサービスエリア)(以下「電気供給約款」といいます。) にもとづき、個人(個人事業主を含みます。)の低圧需要に対して電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
- (2) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款にて 定めた意味で使用するものといたします。
- (3) 契約プラン約款に定めのない事項については、電気供給約款に準ずるものといたします。
- (4) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整、および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

2 需給契約の申込み

お客さまが、新たに契約プラン約款に基づく需給契約を希望される場合は、あらかじめ 全日本空輸株式会社の運営する ANA マイレージクラブのお客様番号を明らかにして、当 社所定の様式によって申込みをしていただきます。

3 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 従量電灯B
- (2) 従量電灯 C

4 従量電灯

(1) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ契約電流

(4) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定

めます。

(p) 当社または一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、5(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、5(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、5(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、5(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、5(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	374円00銭
契約電流15アンペア	561円00銭
契約電流20アンペア	748円00銭
契約電流30アンペア	1,122円00銭
契約電流40アンペア	1,496円00銭
契約電流50アンペア	1,870円00銭
契約電流60アンペア	2,244円00銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき 35円

35円26銭

120キロワット時をこえ280キロワット時までの	41円31銭
1キロワット時につき	
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円17銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 403円7銭

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表2(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(p) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(4)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要 に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、5(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、5(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、5(燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、5(燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、5(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、6(離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、6(離島ユニバーサルサービス調整)(1)エによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)エによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 374円00銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円26銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの	41円31銭
1キロワット時につき	
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円17銭

5 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量お

よび価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五 入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.1874$

 $\beta = 0.0899$

 $\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

(p) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

燃料費 = (平均燃料価格
$$-80,800$$
円) × $\frac{(2) の 基準単価}{1,000}$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合 平均燃料価格は、121,200 円といたします。

燃料費
$$= (121,200 円 - 80,800 円) \times \frac{(2) の基準単価}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、 その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気 に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適 用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日
	の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日
	の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日
	の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日
	の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日
	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針
	日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針
	日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の
	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の
	前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の
	前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期	翌年の3月の検針日から4月の検針日の
間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期	翌年の4月の検針日から5月の検針日の
間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月	前日までの期間
29日までの期間)	

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価 を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使 用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

17銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および (1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

6 離島ユニバーサルサービス調整

- (1) 離島ユニバーサル調整額の算定
 - イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格=A×α

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 $\alpha=1,0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定 された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合離島ユニバーサルサービス調整単価

= (79, 300 円 - 離島平均燃料価格) × (2) の離島基準単価 1,000

(p)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (離島平均燃料価格-79,300円) × (2)の離島基準単価 1,000

(ハ)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

= (119,000 円-79,300 円) × (2)の離島基準単価

1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用 期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期
	間
毎年1月1日から3月31日までの期	その年の5月の検針日から6月の検針日の
間	前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期	その年の6月の検針日から7月の検針日の
間	前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期	その年の7月の検針日から8月の検針日の
間	前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期	その年の8月の検針日から9月の検針日の
間	前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日
間	の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前
期間	日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前
期間	日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前
までの期間	日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前
までの期間(翌年が閏年となる場合	日までの期間
は、翌年の2月29日までの期間)	

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均 原油価格、および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当 社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載い たします。

7 ANA マイルの付与について

当社はお客さまがお申込み頂いた ANA マイレージクラブお客様番号へ毎月の電気料金のお支払い金額から消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の200円につき1マイルを付与いたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1+消費税等の税率)